

山梨県公報

号外第十号

監査対象期間

平成25年度 定例監査実施結果（下期分）

監査実施所属数	本庁	かみ	その他機関	計
知事政策局	1			1
企画県民部	6			6
総務部	3			3
福祉保健部	18			18
森林環境部	2			2
産業労働部	7			7
観光部	1			1
農政部	8			8
県土整備部	7			7
教育委員会	49	1		50
公安委員会	12			12
合 計	0	114	1	115

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表

監査委員

田 次

山梨県監査委員告示第11号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づいて執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年一月二十八日

山梨県監査委員 芦沢幸彦
中河村敏郎
辻孝正
辻元則郎
同 同 同

2 監査対象期間
前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヵ月までの間

3 監査の実施期間
平成25年9月12日～平成26年2月4日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出により実施した。
定期監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度「税外収入未済に対する債権管理は適切か。」を昨年度に引き続き重点事項とした。重点事項の監査では、昨年度に指摘した事項の改善状況と新たに発生した収入未済債権の管理状況について監査を実施している。
また、今年度は「建設工事における設計変更及び契約変更は適切に行われているか。」を工事監査の重点事項及び行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘要	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が輕易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの	
意見	監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項	

なお、行政監査は事務事業の効率性、経済性、有効性等の観点から監査を行うため、結果については、改善・検討を要する事項を類型化して登載することとした。

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。
また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求める。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。
注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。なお、必要があると認められる意見については、その処理状況の回答を求める。また、必要があると認められるときは、監査の結果とともに公表する。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。監査の結果、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重複事項	その他	合計
指導事項			2	1	1	1			2	7
指導事項	24	13	22	11	17	31	3	5		126
注意事項	2	2	4	8		26	2	1		45
意見									0	
合計	26	15	28	20	18	58	5	6	2	178

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月20日、平成26年1月24日

(指導事項)なし (指導事項)1件（物品1）	（指導事項）なし （指導事項）1件（物品1） 1) 登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る特別報酬について、建設事務所の職員に対しては報償費で支出し、農務事務所の職員に対しては報酬で支出しており、同一の支払内容に対し支出科目が相違していた。また、当該支出については、県土整備部及び農政部がそれぞれ定めた「登記促進報償金支給要領」により行われていたが、農政部の要領について、記載内容が不明確であり一部不備があった。 (注意事項)なし
---------------------------	--

監査対象所属	企画県民部 峠南地域県民センター
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月24日、10月23日

(指導事項)なし (指導事項)1件（給与1）	監査の結果
---------------------------	-------

1) 登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る特別報酬について、建設事務所の職員に対しては報償費で支出し、農務事務所の職員に対しては報酬で支出しており、同一の支払内容に対し支出科目が相違していた。また、当該支出については、県土整備部及び農政部がそれぞれ定めた「登記促進報償金支給要領」により行われていたが、農政部の要領について、記載内容が不明確であり一部不備があつた。
(注意事項)なし

監査対象所属	企画県民部 峠南地域県民センター（西八代）
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月26日、10月23日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはないかった。	
監査対象所属	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年1月14日、平成26年1月22日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	企画県民部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	企画県民部 県民生活センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月10日、平成26年1月15日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	総務部 職員研修所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月23日、平成26年1月8日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	総務部 消防学校
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所（本所）
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月19日、11月1日

監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項)	2件 (契約2)
1) 自動販売機の設置・運営を目的とする行政財産貸付契約の予定価格調書に契約担当者の認印がなかった。	
2) 燃料供給契約外3件は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかった。	

(注意事項)	
(注意事項)	1件 (契約1)
(指摘事項)	なし
(指導事項)	2件 (契約2)
1) 自動販売機の設置・運営を目的とする行政財産貸付契約の予定価格調書に契約担当者の認印がなかった。	
2) 燃料供給契約外3件は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかった。	

(指摘事項) なし

(指導事項) 4件 (収入1、支出1、給与2)

1) 岐入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

①父子福祉資金貸付金償還金

過年度分 5,480,738円 平成25年度分 129,600円

合計 先数 5件 5,610,398円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 83,356,065円 平成25年度分 1,406,725円

合計 先数 164件 86,762,790円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 802,945円 平成25年度分 2,699円

合計 先数 37件 805,644円

③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 11,019,834円 平成25年度分 144,325円

合計 先数 17件 11,164,159円

④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 7件 326,148円

⑤母子福祉資金借約金

過年度分 先数 7件 62,558円

⑥母子福祉資金貸付金返納金

平成25年度分 先数 1件 75,000円

2) 会議に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

3) 扶養手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。

4) 非常勤嘱託医の報酬に係る源泉所得税について、月額表で計算すべきところ日額表で計算したため、過少徴収となっていた。

(注意事項) 1件 (契約1)

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)

1) 岐入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

①父子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 9,601,986円 平成25年度分 352,675円

合計 先数 1件 9,954,661円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 2件 181,648円

③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 1,913,650円 平成25年度分 53,100円

2) 特別管理産業廃棄物処理(収集・運搬)委託契約において、廃棄物の排出実績のある月には基本管理料を支払うこととされているが、契約書に排出予定期数が記載されていなかった。

また、契約書の違約金に関する条項において、基本管理料が違約金の算定対象に含まれていなかつた。

(注意事項) なし

監査対象所属 福祉保健部 中北保健福祉事務所

監査対象期間 平成24年7月～平成25年6月

監査実施日 平成25年9月12日、10月18日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 4件 (収入1、支出2、重点事項1)

1) 岐入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

①生活保護費返還金

過年度分 22,315,276円 平成25年度分 327,530円

合計 先数 26件 22,642,806円

②住宅手当緊急特別措置事業返還金

過年度分 先数 1件 16,200円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 4,413,448円 平成25年度分 98,126円

合計 先数 14件 4,511,574円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 3件 87,412円

2) 健康師現任教育研修会及び給食施設病態別栄養業務研修会において、招聘した講師に支給した報償費に対し、復興特別所得税の源泉徴収をしていなかつた。

3) H1V検査相談研修会の受講料について、前渡資金精算書が作成されていなかつた。

4) 平成24年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されていなかつた。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所(岐北支所)
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月13日、10月16日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (支出2)	
<p>1) 国民生活基盤調査に係る経費・調査員報償費について、平成24年6月に調査を実施していくにもかかわらず、支払は翌年4月と大幅に遅延していた。</p> <p>2) 給核患者管理検診・接触者等検診委託に要する経費について、委託期間は平成25年4月1日からであるが、支出負担行為同様に4月17日に起案されており、遅延していた。</p>	
(注意事項) なし	
監査対象所属	福祉保健部 岐東保健福祉事務所
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月25日、11月5日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	
<p>1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>2) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。</p>	
(注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 岐東保健福祉事務所
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月25日、11月5日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	
<p>1) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>2) 岐入について、次のとおり収入未済があつた。</p>	
(注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所										
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月										
監査実施日	平成25年9月27日、10月24日										
監査の結果											
<p>(指摘事項) 1件 (その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多數あった。</p> <p>指導事項に該当するもの 10件 (収入2、支出2、給与2、物品2、財産1、重点事項1)</p> <p>①歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>											
<p>[一般会計]</p> <table> <tr> <td>ア 父子福祉資金貸付金償還金</td> <td>過年度分 先数 2件 601,300円</td> </tr> <tr> <td>イ 生活保護費返還金</td> <td>過年度分 先数 4件 3,194,132円</td> </tr> </table>		ア 父子福祉資金貸付金償還金	過年度分 先数 2件 601,300円	イ 生活保護費返還金	過年度分 先数 4件 3,194,132円						
ア 父子福祉資金貸付金償還金	過年度分 先数 2件 601,300円										
イ 生活保護費返還金	過年度分 先数 4件 3,194,132円										
<p>[特別会計]</p> <table> <tr> <td>ア 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</td> <td>過年度分 20,571,156円 平成25年度分 571,514円</td> </tr> <tr> <td>イ 合計</td> <td>先数 32件 21,148,670円</td> </tr> <tr> <td>ア 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</td> <td>過年度分 345,558円 平成25年度分 283円</td> </tr> <tr> <td>ウ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)</td> <td>過年度分 先数 7件 3,367,768円</td> </tr> <tr> <td>エ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)</td> <td>過年度分 先数 6件 173,009円</td> </tr> </table>		ア 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	過年度分 20,571,156円 平成25年度分 571,514円	イ 合計	先数 32件 21,148,670円	ア 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	過年度分 345,558円 平成25年度分 283円	ウ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)	過年度分 先数 7件 3,367,768円	エ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)	過年度分 先数 6件 173,009円
ア 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	過年度分 20,571,156円 平成25年度分 571,514円										
イ 合計	先数 32件 21,148,670円										
ア 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	過年度分 345,558円 平成25年度分 283円										
ウ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)	過年度分 先数 7件 3,367,768円										
エ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)	過年度分 先数 6件 173,009円										
<p>②平成24年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されていなかった。</p> <p>行政財産使用に伴う光熱水費の調定が遅延していた。</p> <p>③行政財産使用許可による自動販売機設置の使用料を家屋賃料(自動販売機)で収入していたものの家屋賃料(自動販売機)に科目更正していた。</p> <p>④平成25年度分の行政財産使用許可による自動販売機設置の使用料を家屋賃料(自動販売機)で収入していた。また、平成24年度分については、行政財産使用料で収入していたものを家屋賃料(自動販売機)に科目更正していた。</p> <p>⑤給与の支給が遅延していた。</p> <p>⑥再任用職員の社会保険料控除について、4月当回事給与システムへの入力がなされなかつたため、4月及び5月分が離部金への控除が行われず、この本人負担分を現金で納付していた。</p> <p>⑦公用車用燃料に係る契約は単価契約であるが、離部金条項の記載が単価契約のものとなっていた。</p> <p>⑧購入した郵便切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載のないものがあった。</p> <p>⑨公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令書に記載の支出目的と相違した支出が行なわれるなど、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>同一日に口座振替される電気料金のうち、水位観測局の電気料金の支払を目的とした前渡資金が支払手続の遅れにより、振替日までに口座に入金されていなかった。</p> <p>このため、振替日において、厅舍電気料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から水位観測局電気料金が口座振替された。この結果、厅舍電気料金として口座に入金した前渡資金で水位観測局電気料金の支払が行なわれていた。</p> <p>また、厅舍電気料金については、残高不足となり口座振替が行なわれなかった。</p> <p>このため、振替不能となつた厅舍電気料金の支払にあたり、水位観測局電気料金支払を目的</p>											

監査対象所属	福祉保健部 中央児童相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	
<p>(注意事項) 3件 (収入1、支出1、給与1)</p> <p>①歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童入所施設等借置費に係る過払い分の返還金</p>	
<p>[指摘事項]なし</p> <p>(指掌事項) 4件 (収入1、給与2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童入所施設等借置費に係る過払い分の返還金</p>	
<p>過年度分 先数 1件 84,280円</p> <p>2) 離部金の出納について、以下のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>①平成25年度の離部金繰越整理簿が作成されていなかった。</p> <p>②平成25年3月末の離部金(社会保険料)の残額に誤りがあつたが、そのまま繰越されていなかった。</p> <p>③平成25年3月に行う労働保険料の振替収入が遅延していた。</p> <p>3) 住居手当認定期が未作成のものがあった。</p> <p>4) 指名競争入札通知書に記載の支払額を記載した錯誤である旨の落札者の主張により契約が締結できなかつたにもかかわらず、当該落札者に対し違約金の徴収を行つていなかった。</p> <p>また、この場合において、当該落札者の入札を無効とするならば、当該落札者を除いて予定価格の範囲内で最も有利な条件で入札した2番札入札者を繰り上げて落札者とするべきであったが、この2番札入札者を落札者としているが、その結果、この2番札入札者と契約を締結しているが、当該契約金額は、第1回目入札の2番札の金額に消費税</p>	

及び地方消費税を加算した金額よりも高いものとなっていた。

(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月3日、平成26年1月29日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (その他1)

- ① 収入に関する事務や支出に関する事務について不適切な事務処理が多発あった。

指導事項に該当するもの 6件 (収入1、支出1、給与2、物品1、契約1)

①歳入について、次のとおり収入未済があった。

児童福祉施設費負担金

過年度分 361,065円 平成25年度分 214,890円 合計 先数 9件 575,955円

②資金前渡で支出した研修負担金について、精算が遅延しているものがあった。

また、資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に基づく物品購入報告書が作成されていなかった。

③四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、通勤距離を「一般に利用しうる最短の経路の長さ」でないものに誤って認定し、通勤手当が過払いとなっているものがあった。

④労働保険料年度更新において、保険料・一般被出金算定基礎額に誤りがあり、過少申告となっていた。

⑤平成24年度の賃借物品であるガス漏れ警報器について、財務規則第168条に定める占有物品种別調書及び占有物品払回調書が作成されていなかった。

また、平成25年度の同賃借物品について、占有物品受入調書の分類番号・名称に誤りがあった。

⑥ゴミ処理委託契約は、単価契約であるが、連約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていた。

(注意事項) 2件 (物品1、重点事項1)

監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月4日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月10日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月5日、平成26年2月3日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 傍害者相談所
--------	--------------

合計	先着 2件	50,775円
2)	住居手当について、支給要件喪失に伴う住居手当が提出されていなかった。(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)	
3)	児童福祉施設整備費児童保護者負担金及び児童福祉施設使用料の収入未済について、「山梨県税外收入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が、遅延しているものがあつた。	
(注意事項)	1件	(契約 1)
監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター	
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月17日	監査の結果
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	なし	(給与 1)
(注意事項)	1件	(契約 1)
監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所	
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月5日、平成26年1月21日	監査の結果
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	なし	(契約 1)
監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター	
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月27日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
監査対象所属	森林環境部 環境科学研究所	
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月4日、12月24日	監査の結果
(指摘事項)	なし	
(指導事項)	2件 (物品 1、契約 1)	
1)	転倒マスク雨量計の購入において、納品された製品の型番が物品要求書及び請求書に記載された製品の型番と異なっていた。	

2) ガソリンの購入に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月4日、11月6日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項)1件(財産1)	
1)送電用鉄塔敷に係る行政財産使用許可の指令書において、使用目的に申請・許可内容と異なる目的が記載されていた。	
また、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。	
(注意事項)2件(契約2)	
監査対象所属	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月19日、平成26年1月22日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項)なし	

監査対象所属	福祉保健部衛生環境研究所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月5日、平成26年1月21日
(指摘事項)	なし
(指摘事項)	なし
(注意事項)	1件 (契約1)
監査対象所属	福祉保健部食肉衛生検査所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月27日
監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

目的が記載されている。また、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。

監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	森林環境部 環境科学研究所
監査対象期間	平成 24 年 8 月～平成 25 年 7 月
監査実施日	平成 25 年 10 月 4 日、12 月 24 日
監査の結果	

監査の結果

(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 4件 (物品2、契約1、重点事項1)	(指導事項) 1件 (給与1)
1) 資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に定める物品購入報告書が作成されていなかった。	1) 労働保険料について、離人への振替が遅延しており、年度を超えて振替が行われていた。
2) 貸借物品である無線LAN機器等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。	2) 貸借物品である無線LAN機器等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。
3) 授業の委託契約(6件)は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかった。また、同契約書第10条第3項に誤りがあった。	3) 授業の委託契約(6件)は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかった。また、同契約書第10条第3項に誤りがあった。
4) 平成25年度前期授業料の収入未済について、「山梨県外収入への督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が行われていなかった。	4) 平成25年度前期授業料の収入未済について、「山梨県外収入への督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が行われていなかった。
(注意事項) なし	(注意事項) なし
監査対象所属 産業労働部 産業技術短期大学校	監査対象所属 農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月	監査実施期間 平成24年10月～平成25年10月
監査実施日 平成25年10月29日、12月18日	監査実施日 平成26年1月17日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)	(指導事項) 1件 (給与1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
授業料 過年度分 先駆5件 1,347,950円	授業料 過年度分 先駆5件 1,347,950円
(注意事項) 1件 (物品1)	(注意事項) 1件 (物品1)
監査対象所属 産業労働部 岐南高等技術専門校	監査対象所属 農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間 平成24年9月～平成25年10月	監査実施期間 平成24年10月～平成25年7月
監査実施日 平成26年1月17日	監査実施日 平成26年1月17日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)	(指導事項) 1件 (財産1)
1) LPGガスの供給に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。	1) 取得用地に未登記のものがあつた。
(注意事項) 1件 (契約1)	(注意事項) 1件 (契約1)
監査対象所属 産業労働部 就業支援センター	監査対象所属 農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間 平成24年10月～平成25年7月	監査実施期間 平成24年8月～平成25年7月
監査実施日 平成25年10月23日、12月17日	監査実施日 平成25年10月17日、11月19日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (財産1)	(指導事項) 1件 (財産1)
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていなかった。	1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていなかった。
(注意事項) なし	(注意事項) なし
監査対象所属 農政部 果樹試験場	監査対象所属 農政部 果樹試験場
監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月	監査実施期間 平成24年8月～平成25年7月
監査実施日 平成25年10月18日、11月15日	監査実施日 平成25年10月18日、11月15日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)	(指導事項) 1件 (契約1)
監査対象所属 緑光部 大阪事務所	監査対象所属 農政部 果樹試験場
監査対象期間 平成24年11月～平成25年7月	監査実施期間 平成24年8月～平成25年7月
監査実施日 平成25年10月11日、11月11日	監査実施日 平成25年10月18日、11月15日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)	(指導事項) 1件 (契約1)
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 4件 (物品2、契約1、重点事項1)	(指導事項) 1件 (給与1)
1) 資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に定める物品購入報告書が作成されていなかった。	1) 労働保険料について、離人への振替が遅延しており、年度を超えて振替が行われていた。
2) 貸借物品である無線LAN機器等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。	2) 貸借物品である無線LAN機器等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。
3) 授業の委託契約(6件)は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかった。また、同契約書第10条第3項に誤りがあった。	3) 授業の委託契約(6件)は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかった。また、同契約書第10条第3項に誤りがあった。
4) 平成25年度前期授業料の収入未済について、「山梨県外収入への督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が行われていなかった。	4) 平成25年度前期授業料の収入未済について、「山梨県外収入への督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が行われていなかった。
(注意事項) なし	(注意事項) なし
監査対象所属 産業労働部 産業技術短期大学校	監査対象所属 農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月	監査実施期間 平成24年10月～平成25年10月
監査実施日 平成25年10月29日、12月18日	監査実施日 平成26年1月17日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)	(指導事項) 1件 (給与1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
授業料 過年度分 先駆5件 1,347,950円	授業料 過年度分 先駆5件 1,347,950円
(注意事項) 1件 (物品1)	(注意事項) 1件 (物品1)
監査対象所属 産業労働部 岐南高等技術専門校	監査対象所属 農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間 平成24年9月～平成25年10月	監査実施期間 平成24年10月～平成25年7月
監査実施日 平成26年1月17日	監査実施日 平成26年1月17日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)	(指導事項) 1件 (契約1)
1) LPGガスの供給に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。	1) 取得用地に未登記のものがあつた。
(注意事項) 1件 (契約1)	(注意事項) 1件 (契約1)
監査対象所属 産業労働部 就業支援センター	監査対象所属 農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間 平成24年10月～平成25年7月	監査実施期間 平成24年8月～平成25年7月
監査実施日 平成25年10月23日、12月17日	監査実施日 平成25年10月17日、11月19日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (財産1)	(指導事項) 1件 (財産1)
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていなかった。	1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていなかった。
(注意事項) なし	(注意事項) なし
監査対象所属 農政部 果樹試験場	監査対象所属 農政部 果樹試験場
監査対象期間 平成24年8月～平成25年7月	監査実施期間 平成24年8月～平成25年7月
監査実施日 平成25年10月18日、11月15日	監査実施日 平成25年10月18日、11月15日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)	(指導事項) 1件 (契約1)
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていなかった。	1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていなかった。
(注意事項) なし	(注意事項) なし
監査対象所属 緑光部 大阪事務所	監査対象所属 農政部 果樹試験場
監査対象期間 平成24年11月～平成25年7月	監査実施期間 平成24年8月～平成25年7月
監査実施日 平成25年10月11日、11月11日	監査実施日 平成25年10月18日、11月15日
監査の結果	監査の結果

監査の結果

(指導事項) なし	(指導事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)	(指導事項) 1件 (給与1)
1) 労働保険料について、離人への振替が遅延しており、年度を超えて振替が行われていた。	1) 労働保険料について、離人への振替が遅延しており、年度を超えて振替が行われていた。
(注意事項) 2件 (収入1、物品1)	(注意事項) 2件 (収入1、物品1)
監査対象所属 農政部 東部家畜保健衛生所	監査対象所属 農政部 東部家畜保健衛生所
監査実施日 平成24年1月17日	監査実施日 平成24年1月17日
監査の結果	監査の結果

1) 溝掘業務委託及び排水中和施設維持管理委託契約は、年間の契約額が定められた契約である (注意事項) なし	
監査対象所属	農政部 農産試験場
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月26日
(指摘事項) 指摘事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 農産試験場
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月18日、11月25日
(指摘事項) 1件 (給与1)	
1) 四輪自動車を使用する者の通勤手当について、通勤距離を誤って認定し、通勤手当が過払い、となっているものがあった。(合計3件170,894円)	

監査対象所属	農政部 専門学校農業大학교
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月16日、11月25日
(指摘事項) 1件 (財産1)	
1) 行政財産目的外使用許可について、使用期間の更新及び許可事項の変更を行っているにもかかわらず、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。	

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月10日、11月5日
(指摘事項) なし	
1) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(1件)	

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月10日、11月5日
(指摘事項) なし	
1) 広瀬ダム公園管理業務委託契約において、相手方との協議のうえ、特記仕様書に定める藤棚消壟作業の作業回数を2回から1回に変更し、他の業務に振り替えていたが、変更に係る打ち合わせ協議簿が作成されておらず、変更契約も行われていなかった。	

監査対象所属	農政部 農産試験場
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月18日、11月25日
(指摘事項) なし	
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていなかった。 (物品1)	

監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、11月12日
(指摘事項) なし	
1) 荒川ダムゲート操作制御設備(機側操作盤) 更新工事の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	

監査対象所属	県土整備部 大門・塙川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、11月19日
(指摘事項) なし	
1) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行った際の調査が不十分であったこと	

監査対象所属	県土整備部 新環状・西関東道路建設事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月1～2日、11月26日
(指摘事項) なし	
1) 延期届け等が提出され、契約変更を行っているもののうち、当初設計を行った際の調査が不十分であったこと	

監査の結果	
(指摘事項)なし	(指導事項)1件(契約1)
1)「大門ダム管理事務所及び公園等管理業務委託契約」及び「塩川ダム管理区域内除草及び清掃等業務委託契約」は単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていた。 (注意事項)なし	1)「大門ダム管理事務所及び公園等管理業務委託契約」は単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていた。 (注意事項)なし
(重点・行政監査)なし(工事件数3件中1件抽出)	(指摘事項)なし (指導事項)1件(契約1) 1)葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書において、契約保証金を免除していいたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。
監査対象期間 監査実施日	平成24年8月～平成25年7月 平成25年10月11日、12月18日
(監査の結果)	
(指摘事項)なし	(指導事項)なし (注意事項)なし
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	県土整備部 深城ダム管理事務所 平成24年8月～平成25年7月 平成25年10月15～16日、11月26日
(監査の結果)	
(指摘事項)なし	(指導事項)なし (注意事項)なし
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	県土整備部 流域下水道事務所 平成24年8月～平成25年7月 平成26年1月17日
(監査の結果)	
(指摘事項)なし	(指導事項)なし (注意事項)なし
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	県土整備部 流域下水道事務所 平成24年9月～平成25年10月 平成26年1月17日
(監査の結果)	
(指摘事項)なし	(指導事項)なし (注意事項)なし
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	県土整備部 流域下水道事務所 平成24年9月～平成25年8月 平成25年11月5日、平成26年1月9日
(監査の結果)	
(指摘事項)なし	(指導事項)なし (注意事項)なし
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	富士・東部教育事務所 平成24年11月～平成25年8月 平成25年11月5日、平成26年1月9日
(監査の結果)	
(指摘事項)なし	(指導事項)1件(給与1) 1)下記の管内4小中学校において、職員の現金支給に係る給与が各学校の給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあった。(4校合計347,962円) 富士吉田市立見台中学校、大月市立猿橋中学校、都留市立谷村第一小学校、山中湖村立東小学校
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	総合教育センター 平成24年9月～平成25年8月 平成25年1月12日、平成26年1月17日
(監査の結果)	
(指摘事項)なし	(指導事項)1件(給与1) 1)JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道60km以上の乗車費に対し、往復割引の適用をしていなかった。
監査対象所属 監査対象期間	岐阜教育事務所 平成24年1月～平成25年8月
(監査の結果)	

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月3日、平成26年1月10日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)1件 (物品1)	
1) 図書等の管理において不明・未返却資料が次のとおり認められた。	
① 不明資料	
平成22年度 271点 平成23年度 90点 平成24年度 382点	
② 未返却資料	
平成22年度 278点 合計1,021点	
平成23年度 21点(21点) 平成24年度 13点(14点)	
平成25年度 3,791点(207点) 合計 3,922点	
※ 内は、年度予備監査日時点の未返却資料。平成25年度①内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの(予備監査日時点で3回目の月末督促の対象になつたもの)。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月14日、平成26年2月4日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)1件 (支出1)	
1) 印刷物に掲載するための作品写真撮影料を支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかつた。	
(注意事項)3件 (給与1、契約2)	
監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月8日、平成26年2月3日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)なし	
(注意事項)1件 (契約1)	

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
(指導事項)なし	
(指導事項)1件 (契約1)	
1) 直代行業務委託は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。	
(注意事項)1件 (契約1)	
監査対象所属	韮崎高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	
監査対象所属	韮崎工業高等学校
監査対象期間	平成24年1月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月31日、11月11日、12月26日

び冷蔵庫については、契約書に記載がなかつた。また、テレビについては支出負担行為向いにも記載がなかつた。
3) L.Pガス供給契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。

監査の結果	
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
(指導事項)	なし
1) 平成25年1月に実施した昨年度の定例監査において、平成24年4月甲府市内に自宅(持 ち家)のある職員が東京都内の借家に転居し、自動車と鉄道を利用して通勤する旨の届出が提 出された際、届出に係る事實を証する定期券写しの確認を行わないまま通勤手当を認定し、届 出に基づく手当を支給しており、また、年度途中に実施される手当の事後の随時確認の際も、 本件に係る定期券写しの確認が行わっていなかったため、指導事項とした。	
平成25年1月に実施した今年度の定例監査時点においても、定期券写しの確認がなされ ていなかつたとともに、平成25年4月に東京都内から自動車により通勤する旨の変更届が提 出された際にも、変更前と同様に実態の確認を行わないまま通勤手当を認定し、支給していいた ため、指導事項とした。	
2) 物品の購入について、以下のとおり著しく不適切な事務処理等があった。	
○図書室の書籍に財務規則に定める物品の購入手続きを行わないまま納入させていたものが あった。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となっていた。	
○物品要求書及び支出命令書が重複しており、二重払がされたものがあった。また、物品 要求書に記載された物品と納品書・請求書に記載された物品に一致しないものがあった。	
○平成25年度の新聞購読料は支出負担行為同一で前金払とされていたが、監査日(11月) 現在、4月から10月分の支払等がされていなかった。	
3) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている自動火災報知設備等及び消火栓設備等 の機器点検が、監査日(11月)現在、実施されていなかった。	
4) 平成25年度P-H中和構維持管理業務など6件の業務、飲料水及びプールの水質検査業務及 びガス漏れ警報機の賃貸借について、財務規則に定める契約手続きを行わないまま、業務等を 業者に行なわせていた。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となっていた。 た。	
(指導事項) 4件 (収入1、支出1、契約2)	
1) 職人について、次のとおり収入未添があつた。	
授業料 通年度分 先数1件 39,600円	
2) 電気料金等の支払が遅延しているものがあつた。	
また、電気料金について遅延利息が発生していた。	
3) LPGガス供給等に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のもの となつていなかつた。	
4) 契約書に定められた請求時期と実際に請求書が提出された時期が相違しているものが4件あ つた。	
(注意事項) 1件 (契約1)	
監査対象所属	甲府南高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月8日、12月19日
(指導事項)	監査の結果
(指導事項)	なし
(指導事項)	2件 (収入1、契約1)
1) 修了、卒業及び成績等に関する証明手数料において、収入証紙消印実績調書への手数料の入 力に誤りがあつた。	
2) 日直代行業務委託契約及び校内ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の 記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。	
(注意事項)	なし
監査対象所属	甲府工業高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年1月29日
(指導事項)	監査の結果
(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (契約1)
1) 日直代行業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとな つていなかつた。	
(注意事項)	なし
監査対象所属	甲府第一高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
(指導事項)	監査の結果
(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (契約1)
1) 行政財産使用許可に係る日新厨戸使用の上下水道料負担金の認定において、算定基礎とな る学校全体の上下水道使用料には消費税が含まれているが、当該負担金に消費税相当分が加算 されていなかつた。	
(注意事項)	1件 (契約1)
監査対象所属	甲府西高等学校
(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (契約1)

1) 建築物環境衛生管理業務委託において、通年で選任が必要な「建築物環境衛生管理技術者」に係る業務について、委託契約期間満了前の平成25年3月25日付けで履行権認を行い、同3月29日付けで支出していた。

(注意事項) なし

監査対象所属	甲府昭和高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	農林高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (支出1)

1) 公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令が遅延したことにより、振替不能や年度が異なる支払いの振替など、次のとおり不適切な事務処理があった。
同一日に口座振替される電気料金4件は電気料金の支払を目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日までに口座に入金されていなかった。
このため、振替日(出納開鎖日)において、水道料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から電気料金4件のうち3件が口座振替された。この結果、水道料金として出納開鎖日に口座に入金した前渡資金で新年度の電気料金の支払が行なわれていた。
また、水道料金については、電気料金4件の支払を目的としてあらためて口座に入金した新年度の前渡資金と口座に残っていた水道料金支払を目的とした前渡資金とにより納期限前に口座から引き落とされていた。ただし、振替不能となつた電気料の延滞利息は発生しなかった。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	巨摩高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (支出1)

1) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	増穂商業高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月23日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)

1) 特殊勤務手当(教員特殊業務手当)を受給資格のない者に支給していた。

(注意事項) なし

監査対象所属	市川高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件 (支出1、財産1、契約1)

1) 貨物であるLPGガス警報器の使用料について「使用料及び賃借料」としないで「需用費」で処理されていた。
2) 行政財産使用許可において使用料を減額しているが、申請書に減額を希望する理由の記載がないもののが5件あった。
3) 可燃物運搬業務委託契約外3件は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかった。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	岐南高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月13日、12月20日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 潤年度分 先教8件 586,000円

(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象所属	身延高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月13日、12月20日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (支出1)

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	白根高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月8日、12月24日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (支出1)

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	日川高等学校	監査実施日	平成24年9月～平成25年10月	監査の結果
監査対象期間				
監査実施日	平成26年1月8日			
(指導事項)	なし			
(指導事項) 1件 (財産1)				
1) 電気通信施設設置及び耐震使用に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していないなかった。				
(注意事項)	なし			
監査対象所属	山梨高等学校	監査実施日	平成24年9月～平成25年10月	監査の結果
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月			
監査実施日	平成26年1月8日			
(指導事項)	なし			
(指導事項) 1件 (BS注意事項に該当するものはなかつた。)				
監査対象所属	塙山高等学校	監査実施日	平成25年1月15日	監査の結果
監査対象期間	平成24年1月～平成25年8月			
監査実施日	平成26年1月9日			
(指導事項)	なし			
(指導事項) 1件 (財産1)				
1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。				
授業料	過年度分 先教1件 168,300円			
2) 雇用切手類受払簿が定められた様式で毎月に作成されていなかつた。				
3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あつた。				
4) 日直代行業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。				
5) 平成24年度に発生した学校開放に係る照明施設電気料について、収入未済となっていたが「山梨県税外收入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されておらず、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿も作成されていなかつた。				
(注意事項)	なし			
監査対象所属	吉田高等学校	監査実施日	平成24年9月～平成25年10月	監査の結果
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月			
監査実施日	平成26年1月17日			
(指導事項)	なし			
(指導事項) 1件 (財産1)				
1) 取得用地に未登記のものがあつた。				
(注意事項)	なし			
監査対象所属	都留高等学校	監査実施日	平成24年11月～平成25年8月	監査の結果
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月			
監査実施日	平成25年11月15日、12月24日			
(指導事項)	なし			
(指導事項) 1件 (財産1)				
1) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あつた。				
(注意事項)	なし			
監査対象所属	富士北横高等学校	監査実施日	平成25年1月19日、平成26年1月17日	監査の結果
監査対象期間	平成24年1月～平成25年8月			
監査実施日	平成25年1月19日、平成26年1月17日			
(指導事項)	なし			
(指導事項) 1件 (BS注意事項に該当するものはなかつた。)				
監査対象所属	上野原高等学校	監査実施日	平成24年1月～平成25年8月	監査の結果
監査対象期間	平成24年1月～平成25年8月			
(指導事項)	なし			
(指導事項) 1件 (BS注意事項に該当するものはなかつた。)				
監査対象所属	富士河口湖高等学校	監査実施日	平成24年9月～平成25年10月	監査の結果
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月			
(指導事項)	なし			
(指導事項) 1件 (BS注意事項に該当するものはなかつた。)				

監査実施日	平成26年1月8日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)2件	(給与1、物品1)	
1)別居の父母に係る扶養手当の事後確認における送金の判定について認定要件を満たしていないものがあった。このため、扶養手当が過剰いとなっていた。		
2)平成24年度に賃借した車両について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品私出調書が作成されていなかった。		
(注意事項)1件	(契約1)	
監査対象所属	中央高等学校	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月13日、平成26年1月8日	
(指摘事項)なし		監査の結果
(指導事項)1件	(物品1)	
1)新校舎への引っ越しに伴い、使用不能な物品を廃棄処分していくが、財務規則第164条に定める物品棄却調書による棄却のための手続きが行われていなかった。		
(注意事項)なし		
監査対象所属	ひばりが丘高等学校	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月15日、平成26年1月9日	
(指摘事項)なし		監査の結果
(指導事項)3件	(収入1、給与1、助産1)	
1)収入証紙消印実繻簿の件数及び金額に誤りがあった。		
2)児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条第2項に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものが2件あった。		
3)公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。		
(注意事項)なし		
監査対象所属	盲学校	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年1月21日	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果	
監査対象所属	ろう学校	
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月19日、平成26年1月9日	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果	

(指摘事項)なし	
(指導事項) 2件 (物品1、財産1)	
1) 貨物物品であるファクシミリ及び丁合機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。	
2) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが2件あった。	
(注意事項) 1件 (物品1)	
監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) ゴミ処理委託契約及び灯油の供給に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	わけばの支援学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年1月28日、平成26年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	わかば支援学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年1月28日、平成26年2月3日

山梨県公報号外 第十号 平成二十六年一月二十八日

監査対象所属	富士見支援学校	監査対象所属	南アルプス警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成26年1月17日	監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) 指導事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。
(指導事項) 1件 (契約1)			1) 不・可燃物ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。
(注意事項) なし			(注意事項) なし
監査対象所属	ふじざくら支援学校	監査対象所属	南アルプス警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月	監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成26年1月8日	監査実施日	平成25年11月5日、12月24日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与1、契約1)			(指導事項) なし
1) 増額変更後の通勤手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなつていて。			(指導事項) なし
2) 平成25年度スクールバス運行管理業務委託契約について、次のとおり不適切な事項があつた。			(指導事項) なし
①契約担当者が記載すべき予定価格調書の予定価格欄及び見積書比較価格欄について、金額が印字されたものであつた。			(指導事項) 1件 (契約1)
②予定価格が積算額より高く設定されていた。また、結果として積算額を上回る額で契約されていた。			1) 車両運搬委託契約外11件に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。
③支出負担行為の支出区分では精算払のみとなつていたが、契約書第6条第2項に前払払ができる旨規定されていた。			(注意事項) なし
(注意事項) なし			(注意事項) なし
監査対象所属	かえで支援学校	監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月17日	監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果			監査の結果
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかつた。			(指摘事項) なし
監査対象所属	甲府警察署	監査対象所属	駿沢警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年10月31日、12月17日	監査実施日	平成25年10月31日、12月17日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)			(指導事項) 1件 (契約1)
1) 監視システムの賃貸借に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。また、契約書に不要な収入印紙が貼付されていた。			(指導事項) なし
(注意事項) なし			(注意事項) なし
監査対象所属	駿沢警察署	監査対象所属	駿沢警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年10月30日、12月19日	監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)			(指導事項) なし
1) 平成25年度の待機宿舎(美咲寮)の入居料の算定について、管理人に指定された者の自動車の保管場所に係る加算額の調整に誤りがあり、入居料が過大に徴収されていた。			(指導事項) なし
2) 自動車用燃料の購入による契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。			(注意事項) 1件 (契約1)
(注意事項) 1件 (契約1)			(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	北杜警察署	監査対象所属	南甲府警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年10月31日、12月17日	監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)			(指導事項) なし
1) 監視システムの賃貸借に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。また、契約書に不要な収入印紙が貼付されていた。			(指導事項) なし
(注意事項) なし			(注意事項) なし
監査対象所属	駿沢警察署	監査対象所属	駿沢警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日	監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項) なし			(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)			(指導事項) なし
1) 平成25年度の待機宿舎(美咲寮)の入居料の算定について、管理人に指定された者の自動車の保管場所に係る加算額の調整に誤りがあり、入居料が過大に徴収されていた。			(指導事項) なし
2) 自動車用燃料の購入による契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかつた。			(注意事項) 1件 (契約1)
(注意事項) 1件 (契約1)			(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	南部警察署	監査対象所属	上野原警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月	監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年10月30日、12月20日	監査実施日	平成25年11月7日、12月25日
監査の結果			監査の結果
(指導事項)なし			(指導事項)なし
(指導事項)なし (注意事項)1件 (契約1)			1) 平成24年10月に更新している身延山駅在所敷地賃借に係る長期継続契約の執行問い合わせ、支出負担行為同いにより行うこととされているが、支出負担行為同いが作成されていなかった。そのため年度当初に決裁を受けた支出負担行為同いで3月に年間使用料を支払っていた。 (注意事項)なし
(指導事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。			
監査対象所属	笛吹警察署	監査対象所属	笛吹警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年12月13日	監査実施日	監査の結果
監査の結果			
(指導事項)なし			
(指導事項)なし (注意事項)1件 (物品1)			
監査対象所属	富士吉田警察署	監査対象所属	上野原警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月	監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月1日、12月20日	監査実施日	監査の結果
監査の結果			
(指導事項)なし			
(指導事項)なし (注意事項)1件 (契約1)			
(指導事項)なし			
(指導事項)2件 (支出1、契約1)			
1) 留置人疾病治療費の支払において、全額公費負担とすべきところ、国民健康保険を適用した金額(診療費の3割)の請求書を受け取り、支払を行っているものがあった。			
2) 行合清掃業務委託契約書中の委託料の支払に関する条項において、毎月前月分の請求書を提出することとされているが、前月分として請求すべき金額の算定方法が明らかにされていなかつた。また、実際の請求は、当該条項の規定とは異なり、2か月に1度行われていた。			
(注意事項)なし			
監査対象所属	大月警察署	監査対象所属	上野原警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月	監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年12月13日	監査実施日	監査の結果
監査の結果			
(指導事項)なし			
(指導事項)なし (注意事項)1件 (契約1)			

8 平成25年度の定例監査の実施状況
平成25年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(平成25年12月6日発行(山梨県公報号外第八十四号))と今回の結果を合わせ下表のとおりである。

1) 定例監査箇所一覧表

平成25年度の定例監査対象箇所数は、257所属で、前年度と比較して1所属の減となって
いる。これは組織改正によるものである。

監査箇所	本庁	かく	その他の機関	計
知事政策局	3	1	4	4
企画県民部	10	6	16	16
リニア交通局	2		2	2
総務部	9	3	12	12
福祉保健部	9	18	27	27
森林環境部	8	6	14	14
エネルギー局	1		1	1
産業労働部	7	7	14	14
觀光部	4	1	6	6
農政部	9	12	21	21
県土整備部	14	13	27	27
出納局	3		3	3
企業局	2	4	6	6
教育委員会	10	49	1	60
議会事務局	1		1	1
行政委員会	3		3	3
警察本部	28	12	40	40
合 計	123	132	257	257

※参考 平成24年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かく	その他の機関	計
合 計	123	133	2	258

2) 監査の結果

平成25年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見ごとの区分の集計
は、下表のとおりである。

平成25年度実施分 A								
区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項 その他 合計
指摘事項	1	0	2	2	3	1	1	6 2 18
指導事項	61	25	31	28	36	58	23	12 0 274
注意事項	5	5	4	11	4	49	25	1 0 104
意見	0	0	0	0	0	0	0	0 0 0
合 計	67	30	37	41	43	108	49	19 2 396

平成24年度実施分 B

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項 その他 合計
指摘事項	5	1	4	0	0	1	2	0 1 14
指導事項	94	48	28	34	43	34	9	8 1 299
注意事項	2	11	4	8	6	40	10	14 0 95
意見	1	0	0	0	0	0	0	0 1 1
合 計	102	60	36	42	49	75	21	22 2 409

平成25年度と平成24年度との対比(A-B)

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項 その他 合計
指摘事項	▲ 4	▲ 1	▲ 2	2	3	0	▲ 1	6 1 4
指導事項	▲ 33	▲ 23	3	▲ 6	▲ 7	24	14	4 ▲ 1 ▲ 25
注意事項	3	▲ 6	0	3	▲ 2	9	15	▲ 13 0 9
意見	▲ 1	0	0	0	0	0	0	0 ▲ 1 13
合 計	▲ 35	▲ 30	1	▲ 1	▲ 6	33	28	▲ 3 0 ▲ 13

平成25年度 定例監査重点事項実施結果

平成25年度定例監査重点事項について、実施した結果は次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 平成25年度重点事項

税外収入未済に対する債権管理は適切か。

2 選定理由

平成24年度定例監査重点事項として、258所属を対象に「税外収入未済に対する債権管理は適切か。」について監査を行ったところ、70所属に93種類の収入未済債権が確認され、総額は平成23年度末で16億8,525万8,900円と累増傾向にあった。その内訳は、滞納額越分が12億3,365万8,798円(73.2%)、現年度分(平成23年度)が4億5,160万102円(26.8%)となっていた。

また、平成22年度から滞納額越額13億9,709万751円のうち、平成23年度中に収納等処理された額は1億6,343万1,953円(11.7%)にすぎず、収入未済が発生した場合には、解消に向けた早期対応が重要であることが確認された。

あわせて、各所属が管理する収入未済債権の管理状況について確認したところ、延滞債権管理簿の整備状況、督促等の実施状況、回収困難な債権の処理状況において不十分な点が見受けられた。

このため、平成24年度に発生した収入未済債権の債権管理状況と昨年度指導等した事項の改善状況について重点的に監査することにより、債権管理の更なる適正化を図ることとした。

3 実施にあたっての着眼点

(1) 平成24年度に発生した収入未済への対応状況

- ① 平成24年度に発生した収入未済に係る延滞債権管理簿を作成していたか。
- ② 平成24年度に発生した収入未済に係る督促状を確実に発付していたか。

(2) 平成24年度監査で指導等とした事項の対応状況

- ① 延滞債権管理簿は適切に作成されていたか。
- ② 債務者に対する督促状を確実に発付していたか。
- ③ 回収困難な債権の処理は適切か。
 - ・公法上の債権で、消滅時効完成後、速やかに不納欠損処分を実施していたか。

4 実施方法

(1) 監査対象所属へ事前に重点事項調書の提出を求め、監査時に調書の記載内容について確認した。

(2) 平成24年度に発生した収入未済債権の管理状況等について、重点事項確認票により確認した。

5 監査実施期間

平成25年4月22日から平成26年2月4日まで

6 監査対象所属と監査対象とした収入未済

- (1) 平成23年度決算において収入未済のある57所属、収入未済債権83種類
 - (2) 平成24年度決算において収入未済のある51所属、収入未済債権82種類
- ※なお、中小企業高度化資金、県税に係る延滞金、加算金等については、重点事項の対象外。

第2 監査の結果

1 収入未済の概要

(1) 収入未済額の会計別・年度別推移
収入未済額の会計別・年度別の推移は、次表のとおりである。

区分	平成23年度	平成24年度		(単位：円、%)
		うち現年度分	うち新規債務者分	
金額	1,280,564,546	1,241,921,460	92,853,259	8,714,618
対前年度増減額	281,407,749	△ 38,643,086	△ 327,945,299	—
対前年度増減比	28.2	△ 3.0	△ 77.9	—
金額	388,748,731	379,791,262	24,390,188	6,295,425
特別会計 対前年度増減額	6,094,548	△ 8,957,469	△ 2,676,764	—
対前年度増減比	1.6	△ 2.3	△ 9.9	—
金額	15,945,623	17,166,307	5,342,384	4,281,808
企業会計 (温泉事業) 対前年度増減額	665,852	1,220,684	1,607,792	—
金額	1,685,258,900	1,638,879,029	122,585,831	19,291,851
合計	288,168,149	△ 46,379,871	△ 329,014,271	—
対前年度増減比	20.6	△ 2.8	△ 72.9	—

※ 企業局の収入未済額については、各年度の監査日現在の金額により集計している（以下同じ。）。

収入未済額は、平成24年度決算時では16億3,887万9,029円で、前年度と比較して4,637万9,871円（2.8%）の減となっており、平成24年度現年度分は1億2,258万5,831円で、前年度と比較して3億2,901万4,271円（72.9%）の減となっている。
現年度分が減少した主な要因は、平成23年度一般会計における公正入札違約金、土砂崩落にかかる原因者負担金関係など、高額の収入未済が平成24年度には発生しなかったこと等による。

(2) 収入未済額の部局別の状況

収入未済額の部局別の状況は、次表のとおりである。

表2 収入未済額の部局別の状況
(単位:円)

部局名	所属数	収入未済額						
		平成23年度 決算時	平成24年度 決算時	平成23年度 決算時	平成24年度 決算時	平成23年度 決算時	平成24年度 決算時	合計
財務部	0	0	0	0	0	0	0	0
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	0	0	0	0	0	0
人事労働局	0	0	0	0	0	0	0	0
生活文化局	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	3	2,000,015	1,653,815	0	0	0	0	2,000,015
建設部	15	61,321,475	57,988,857	7,782,988	3,229,533	20,100,749	16,037,047	3,598,461
森林整備部	10	24,780,855	24,580,146	0	0	13,545,010	10,675,394	12,815,732
農業労働部	5	17,321,008	15,106,950	29,251,140	15,000	41,301,440	37,782,033	34,033
観光部	0	0	0	0	0	0	0	0
農政部	3	0	0	0	0	15,454,010	10,675,394	15,454,010
国土整備部	9	45,761,491	38,546,066	2,390,856	1,988,376	46,493,792	75,462	90,668,800
出光局	0	0	0	0	0	0	0	0
企画局	1	0	0	0	0	15,945,623	17,166,307	5,342,384
総務部	0	0	0	0	0	0	0	0
行政委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	13	1,653,815	955,300	13,600	13,600	35,839,942	35,198,655	1,333,038
公安委員会	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	69	502,760,456	485,591,314	39,191,944	34,755,011	83,492,414	10,251,156	83,394,375
						13,596,741	10,675,394	13,596,741
						12,258,301	10,675,394	12,258,301
						14,291,651		14,291,651

※ 所属数については、平成23年度決算時又は平成24年度決算時に収入未済がある所属である。

(3) 収入未済額の債権別の状況

① 収入未済額の債権別の状況

収入未済額の債権別の状況は、92種類の債権が60所属において、延べ144件管理されており、その詳細は、末尾記載の別表「収入未済額の債権別の状況」とおりである。
平成24年度決算時における収入未済額16億3,887万9,029円の主なものは次のとおりであり、前年度と同様にこれら7種類の債権で、収入未済額の78.8%（12億9,218万6,320円）を占める状況となっていた。

・県営住宅使用料 4億 512万1,032円 (24.7%)

・廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用

1億9,971万1,604円 (12.2%)

・土砂崩落にかかる原因者負担金関係

1億9,061万8,285円 (11.6%)

・農業改良資金関係

1億4,917万4,990円 (9.1%)

・母子寡婦福祉資金関係

1億4,708万9,370円 (9.0%)

・公正入札違約金を含む違約金及び延納利息

1億4,85万2,235円 (6.4%)

・産業集積促進助成金に係る返還金を含む県補助金返還金

9,561万8,804円 (5.8%)

② 平成23年度決算における収入未済額の処理状況

平成23年度決算時における収入未済額（以下「滞納繰越額」という。）の総額は、16億8,525万8,900円であったが、この収入未済額が平成24年度中にどのように処理されたか確認したところ次のとおりであった。

平成23年度決算時	16億8,525万8,900円 (100.0%)
平成24年度中処理額	1億6,896万5,702円 (10.0%)
平成24年度未処理額	15億1,629万3,198円 (90.0%)

処理額の内訳

平成24年度中収納額	1億4,245万6,175円 (84.3%)
平成24年度中調定減額	32万 827円 (0.2%)
平成24年度中不納欠損額	2,618万8,700円 (15.5%)

平成24年度中に収納額等の処理がされた滞納繰越額は、滞納繰越額総額の10.0%（1億6,896万5,702円）に留まっている状況であり、平成22年度決算時の滞納繰越額を対象とした昨年度の結果（11.7%）と同様、低い水準に留まっていた。

収入未済の新規発生を防止し、収入未済が発生した場合には、解消に向けた早期対応の重要性を明示する結果となつた。

(4) 収入未済額の公法上の債権・私法上の債権の分類

収入未済額の公法上の債権・私法上の債権の状況は、次表のとおりである。

表3 (単位：円)

分類	主な債権名	収入未済額	
		平成23年度	平成24年度
地方税の滞納処分の例	児童福祉施設入所保育保護者負担金	280,805,068	262,763,198
により処分することができる強制執行等	児童福祉施設負担金	8,163,398	3,497,923
河川工事等原因者負担金	河川工事、水利使用料		
公法上の債権	道路、河川、水利使用料		
強制執行等が実施物不法投棄に対する行政代執行撤去費用	強制執行等が実施する行政代執行撤去費用		
民事執行手続	民事執行手続、立大学、産業技術短期大学校授業料		
高等教育学校授業料	高等教育学校授業料		
制執行等が実施する行政代執行撤去費用	高等教育学校授業料		
できるもの	県補助金返還金、延滞金		
(強制徴収できない債権)	思春期扶養金		
児童扶養手当返納金等	児童扶養手当返納金等		
児童扶養手当返納金等	児童扶養手当返納金等	502,786,426	458,597,874
小計		39,191,484	5,475,509
心身障害者扶養共済掛金	心身障害者扶養共済掛金		
成年障害者自立支援施設サービス利用料等	成年障害者自立支援施設サービス利用料等		
県営住宅、駐車場使用料	県営住宅、駐車場使用料		
公正入札違約金	公正入札違約金		
高齢者、介護者のための特別養護老人ホーム	高齢者、介護者のための特別養護老人ホーム		
介護職員等賃金貸付金償還金	介護職員等賃金貸付金償還金		
教育認可修学資金貸付金償還金	教育認可修学資金貸付金償還金		
看護職員修学資金貸付金償還金	看護職員修学資金貸付金償還金		
介護職員修学資金貸付金償還金	介護職員修学資金貸付金償還金		
井戸清掃料	井戸清掃料		
工事契約額等に伴う扶助金返還料等	工事契約額等に伴う扶助金返還料等		
地政改良奨励費等学校等授業資材貸付金償還金	地政改良奨励費等学校等授業資材貸付金償還金		
父子・配偶者等賃金貸付金償還金	父子・配偶者等賃金貸付金償還金		
介護職員等賃金貸付金償還金	介護職員等賃金貸付金償還金		
教育認可修学小学校等修学資金貸付金償還費	教育認可修学小学校等修学資金貸付金償還費		
高齢者自立支援施設サービス利用者食費	高齢者自立支援施設サービス利用者食費		
(強制徴収できない債権)	(強制徴収できない債権)		
児童扶養手当修繕費	児童扶養手当修繕費		
雇用契約費用	雇用契約費用		
定期借入料	定期借入料		
行政財産の使用に伴う電気料	行政財産の使用に伴う電気料		
土地貸付け料	土地貸付け料		
扶助料	扶助料		
相続に基づく贈与料	相続に基づく贈与料		
相続に基づく贈与料の贈入による利息等	相続に基づく贈与料の贈入による利息等		
母子・寡婦・孤児等賃金貸付金元金、利子、遅延金	母子・寡婦・孤児等賃金貸付金元金、利子、遅延金		
小規模企業者等設備導入資金償還金	小規模企業者等設備導入資金償還金		
農業改良資金貸付金償還金、遅延金	農業改良資金貸付金償還金、遅延金		
林業・木材産業改善資金償還金、遅延金	林業・木材産業改善資金償還金、遅延金		
県営林地収益收入	県営林地収益收入		
合計	合計	1,685,258,900	1,638,879,029
		122,585,831	19,291,851

※ 分類については、各所属から提出された重点事項調書もとに作成した。

県が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利（金銭債権）で、その発生原因により公法上の債権・私法上の債権の二つに区分される。公法上の債権は、強制徴収できる債権と強制徴収できない債権に区分される。分担ができるとされているが、その他の公法上の債権については民事執行手続きによる強制執行等の措置をとらなければならないこととされている。また、私法上の債権について、全て民事執行手続きによる強制執行等の措置をとらなければならないとされている。それぞれの債権ごとの法的性質を的確に把握することが、適正な債権管理を行うための基本的な事項の一つであると考えられる。

(5) 県の債権管理の取り組み

- ① 「山梨県債権管理ガイドライン」（平成16年3月）の策定
適正な債権管理の推進を図るため、「山梨県債権管理ガイドライン」を策定するとともに、債権管理事務担当者に対する研修会を開催した。

- ② 「山梨県滞納債権処理方針」（平成23年3月）、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」（平成24年3月）の策定
滞納債権の公正かつ適正な処理を図るために「山梨県債権管理ガイドライン」を充実・発展させた「山梨県滞納債権処理方針」、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」を策定するとともに、債権管理担当者の研修会を開催した。（年2回）

- ③ 「権利放棄の判断基準」（平成24年11月）の策定
私法上の債権について、権利の放棄を議会に提案できる基準として、「権利放棄の判断基準」を策定した。債権管理検討委員会においてこの基準に該当する債権を確定し、不納欠損処分を進めることとした。
なお、この基準により、平成24年度においては、754万9,796円（3件）の不納欠損処分を行っている。

2 監査結果に基づく意見

監査時に重点事項調書に記載された債権の管理状況について、重点事項確認票の項目ごとに確認した結果、次のとおり改善・検討する事項が認められた。

(1) 平成24年度に発生した収入未済への対応状況

収入未済額は、滞納繰越になると回収が困難となることから、解消に向けた早期対応が重要である。

今年度は、収入未済への早期対応が適切に行われているかを重点的に監査することとし、平成24年度に発生した収入未済額、33所属の60債権、1億2,258万5,831円のうち、過去の債務者と重複しない新規債務者221名に係る26所属の42債権、1,929万1,851円について、法令及び平成24年3月に作成された「山梨県債権回収及び処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき債権管理が行われているかについて確認した。

なお、前年度との比較においては、前年度は全債権（127件）を、今年度は前年度の重点事項のフォローアップとして、新規債務者が発生した債権（42件）のみを対象としているため、参考として百分比の比較を行っている。

- ① 平成24年度新規債務者に係る延滞債権管理簿の作成状況は適切か。

ア 延滞債権管理簿の作成を確実に行うべきもの

新規債務者については、マニュアルに基づき、新たに延滞債権管理簿を作成することとされている。延滞債権管理簿については、参考様式としてマニュアルに定めがあるが、特に当該参考様式に限定せず、管理簿としての機能に着目して、次の事項が記録されているものも適切な管理簿とみなして監査した。

- ・債務者の基本情報

- ・債権に係る情報
- ・督促状の発付日等の記録
- ・延滞先との交渉記録の作成記載状況
- ・事情聴取、状況把握の記載状況

延滞債権管理簿の作成状況について確認した結果は次のとおりであり、監査対象とした42債権のうち、12債権（28.6%）において、作成されていなかった。対象とした債権数に違いがあるものの、前年度19件（15.0%）と比較して、割合では13.6ポイント増加（悪化）している。
所属ごとでみると、26所属のうち9所属（34.6%）において、作成されていらない、又は一部作成されていなかった。これは、債権の発生が臨時的で比較的少額であることから短期の回収が見込まれるとの認識があつたため、その管理を適切に行っていないことが一因と考えられる。
また、このうち2所属においては、前年度監査で延滞債権管理簿の作成に不備があったとして指導事項としたが、その後の事務処理が改善されておらず、今年度の監査では指摘事項となつた。

○ 延滞債権管理簿の作成状況（債権ごと）
・作成されている
・一部作成されている
・作成されていない
合計

※件数は債権数を表している。
また、百分率については、端数処理の関係で内訳の積み上げが100.0%とならない場合がある。（以下同じ。）

○ 延滞債権管理簿の作成状況（所属ごと）
・作成されている
・一部作成されている
・作成されていない
合計

17所属（65.4%）
1所属（3.8%）
8所属（30.8%）
26所属

延滞債権管理簿は、延滞債権への対応が、適切に遺漏なく進められていることを確認する手段であるとともに、その後の意思決定等の重要な基礎資料であるので、その整備記録にあっては特段の留意を払われたい。

イ 延滞債権管理簿の所属内の確認を引き続き適切に行うべきもの

前年度の監査では、所属内（所属長等）の確認がされていないもの、一部されていないものが15所属で31件（27.9%）あったことから、アで延滞債権管理簿が作成又は一部作成されている18所属31件について確認したところ、全ての所属で確認がされていた。

マニュアルにおいては、個別の延滞債権管理簿に係る情報が、その事務を取り扱う職員のみならず「担当」職員の共有情報として取り扱われることが望ましく、「延滞債権管理簿」の保管、記録、活用等について職員間の意思疎通を図るものとされており、延滞債権管理簿では、交渉記録については所属長等への確認を求めることがなっている。
延滞債権管理簿の所属内の確認により、所属として延滞債権への対応の進捗状況、担当者の債務への対応状況、債務者からの要求・要望を把握し、有効な

対応策の決定が行えることだけでなく、担当者のみが状況を把握しているという状態が続くことによる担当者への過度の負担を軽減する意味でも、個人情報等に配慮したうえで、延滞債権管理簿を利用した所属内での情報の共有化をする必要がある。引き続き延滞債権管理簿の所属内の確認を適切に行われるよう努められたい。

② 平成24年度に発生した収入未済に係る督促状の発付は適正に行われているか。

ア 督促状の発付を確実に行うべきもの

督促状の発付については、地方自治法第231条の3第1項又は地方自治法施行令第171条及び「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」(以下「督促規則」という。)に基づき、納期限後20日以内に発付することとされているが、平成24年度の督促状の発付が必要だった25所属40債権のうち、12件(30.0%)の債権において、発付されない、又は一部発付されておらず、前年度26件(26.3%)と比較して、割合では3.7ポイント増加(悪化)している。また、督促状を発付しているもののうち、納期限後20日を超えた時期に発付されたものが9件(25.0%)あり、前年度25件(25.3%)と比較して、割合では2.8ポイント減少(改善)している。所属ごとでみると、25所属のうち11所属(44.0%)において、発付されていない、又は一部発付されておらず、このうち4所属においては、前年度監査で督促状の発付がされていない又は遅延しているとして指導事項となつた。その後の事務処理が改善されておらず、今年度の監査では指摘事項となつた。

○ 督促状の発付状況(債権ごと)

・全て納期限後20日以内に発付されている	19件	(47.5%)
・全て発付しているが、発付が遅延している	9件	(22.5%)
・一部督促状を発付していないものがある	2件	(5.0%)
・督促状を発付していない	10件	(25.0%)
合計	40件	

○ 督促状発付状況(所属ごと)

・全て納期限後20日以内に発付されている	11所属	(44.0%)
・全て発付しているが、発付が遅延している	3所属	(12.0%)
・一部督促状を発付していないものがある	3所属	(12.0%)
・督促状を発付していない	8所属	(32.0%)
合計	25所属	

督促状の発付について、督促規則に従つて処理されていた債権は19件(47.5%)にすぎず、前年度の48件(48.5%)と比較しても1.0ポイント減少(悪化)している。督促状未発付の理由として、納付が見込まれる者への督促状の発付を見合わせる等、現場の経験則による判断が介在している債権もあった。督促状は、地方自治法で規定される時効の中止や延滞金等の発生根拠となることはもちろん、実質的に債務者に対して、県が法令等に則り処理を進

めていくことの意思表示となることから確実に督促状の発付を行うよう努められたい。

イ システム改修等を含めた債権管理体制の整備を行うべきもの

県は、県営住宅等の家賃収納事務及び滞納整理事務を山梨県営住宅供給公社に指定管理業務として行わせている。管理業務は、「山梨県営住宅等管理業務仕様書」等に従つて行うこととされており、原則として納期限の属する月の翌月20日までに県が督促状及び通知予定者名簿を作成のうえ住宅供給公社に渡して、発付することとしている。しかしながら、実際には、滞納家賃が2月以上ある者に対して督促状を発付しており、その発付も住宅供給公社ではなく県において行っていた。

これは督促状を山梨県営住宅管理システムの収納情報を利用して作成しているが、現行の管理システムでは、直近1月分に特定した滞納者のリストが作成できないため、手作業で滞納者を抽出し、確認のうえ督促状を作成しなければならないことと、月以下での滞納者は毎月約900人と人�数が多く、これに加え中長期滞納者に対する催告書の発付を手作業で行わなければならぬことから、現行体制では督促規則で定める期間内に督促状が発付できない状況であると説明している。納付忘れによる滞納でも早期に対応しなければ長期化し、滞納整理が困難になる事例も想定されることから、督促規則どおりの対応が行えるよう、管理システムの改修や義務委託も含め、現実的で実効性のある債権管理体制の整備が必要であると考えられる。

(2) 平成24年度監査で指導等とした事項の対応状況

平成24年度監査で、債権管理制度等が不適切であるとして指導事項等とした次の①から③に対する是正措置が、適切に行われているかについて確認を行った。

- ① 延滞債権管理簿は適切に作成されたか。
ア 延滞債権管理簿の作成を確実に行うべきもの

前年度の監査では、9所属15債権について延滞債権管理簿が適切に作成されていないなどとして指導事項とした。この15債権についてその後の事務処理が適切に行われているか確認をしたところ、2所属3件(20.0%)の債権において、作成されていない、又は一部作成されていなかつた。

○ 延滞債権管理簿が作成されているか(9所属15債権)

・作成されている	12件	(80.0%)
・一部作成されている	1件	(6.7%)
・作成されていない	2件	(13.3%)
合計	15件	

この2所属においては、前年度監査で延滞債権管理簿の作成に不備があつたとして指導事項としたが、その後の事務処理が改善されていなかったことから今年度の監査で指摘事項となつたことは、遺憾な結果であった。

延滞債権管理簿は、延滞債権への対応が、適切に貫徹なく進められていることを確認する手段であるとともに、その後の意思決定等の重要な基礎資料であ

るので、その整備記録にあっては特段の留意を払わねたい。

イ 延滞債権管理簿への交渉記録の記載を引き続き適切に行うべきもの

前年度の監査では、3所属4債権について債務者との交渉記録が適切に記載されていないとして注意事項とした。この4債権についてその後の事務処理が適切に行われているか確認をしたところ、すべての債権において、改善が図られていた。今後も引き続き、延滞債権管理簿への交渉記録の記載を適切に行われるよう努められたい。

ウ 延滞債権管理簿の所属内の確認を引き続き適切に行うべきもの

前年度の監査では、1所属2・3債権について延滞債権管理簿の所属内の確認が適切に行われていないとして注意事項とした。この2・3債権についてその後の事務処理が適切に行われているか確認をしたところ、すべての債権において所属内の確認がされており、改善が図られていた。今後も引き続き、延滞債権管理簿の所属内の確認を適切に行われるよう努められたい。

② 督促状の発付は確実に行われたか。

督促状の発付を引き続き確実に行うべきもの

前年度の監査では、9所属1・1債権について督促状の発付がされていないとして指導事項とした。この1・1債権についてその後の事務処理が適切に行われているか確認を行ったところ、すべての債権において督促状が発付されており改善が図られていた。時効中断の効果を有することなどから、今後も引き続き法令等に基づき督促状の発付を確実に行われたい。

③ 公法上の債権で回収困難となっていた債権の処理は確実に行われたか。

不納欠損処分について引き続き適切に行うべきもの

前年度の監査では3所属3債権について、時効期間が経過しているにもかかわらず、不納欠損処分がされていないとして指導事項とした。この3債権について、その後の不納欠損処分の状況を確認したところ、すべての債権において、不納欠損処分がされていた。回収の見込みのない債権の管理を継続することは、債権管理の効率化の阻害要因となることから、常に実態の把握に努め、時効期限が到来した債権については速やかに不納欠損処分の手続きを行われたい。

3 総括

今年度の定期監査において2・5・7所属の監査を行ったところ、5・1所属に8・2種類の収入未落債権が確認され、その総額は1・6億3,887万9,029円であった。前年度と比較して4,637万9,871円(2.8%)減少しているものの、引き続き多

額であり、その債権の性質も多様くなっている。

昨今の厳しい財政状況のなか、債権回収は歳入の確保や県民負担の公平性の観点から重要な課題である。そのため県では、「山梨県滞納債権処理方針」、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づく債権管理の推進を図っているところである。

しかししながら、前年度の監査で債権管理が不十分であるとして延滞債権管理簿の作成や督促の発付について指導等とした事項の改善措置がとられていないものや、平成2・4年度に新たに債務者となった者に対する債権管理で、延滞債権管理簿の作成が行われていないもの、督促状が発付されていないものなど収入未済の債権管理事務の一環に前年度の監査結果が反映されていないことが確認された。

早期対応が必要である。

今後とも滞納の実態把握に努め、督促、滞納処分等法令に基づく厳正な債権管理を行い、収入未済額の解消に努められたい。

別表 収入未済額の債権別の状況

細箇名	債権名	所属名	分類 番号	整理 細節合計	平成23年度決算時			平成24年度決算時			合計			平成23年度未収入未済額の処理状況 左のうち、平成24年度 新規債権者ごとに 債権者数 金額		
					滞納整理分		平成24年度分	細節合計		所属別	細節合計	所属別	細節合計	所属別		
					取法	1,700,900	1,574,200	0	0	1,606,576	32,376	0	0	1,574,200		
児童福祉社経営費負担金	心身障害者扶養共済掛金	1 瞳苦福利社課	取法 1	1,809,104	1,700,900	1,574,200	0	0	1,606,576	32,376	75,828	0	0	0	0	
児童福祉施設費負担金	短期入所食費負担金	2 瞳苦福利社課	私法 2	108,204	108,204	0	0	0	1,606,576	32,376	75,828	0	0	0	0	
児童福祉施設費負担金	児童福祉施設入所児童保護費負担金	3 瞳苦福利社課	公法 3	14,342,001	13,615,851	10,047,896	9,383,846	5,090,844	15,290,320	14,474,690	1,695,887	0	2,536,318	28	1,214,206	
児童福祉施設費負担金	看護料	4 瞳苦福利社課	公法 4	726,150	664,050	5,242,424	151,580	815,630	8,100	0	54,000	0	0	0	0	
児童福祉施設費負担金	児童福祉施設費負担金	5 県庁構内等行政財産使用料	公法 5	761,625	367,852	136,861	504,713	7,877	0	385,896	4	110,461	0	0	0	
河川工事等原因者負担金	河川工事等原因者負担金	6 行政財産使用料	公法 6	9,275,661	8,165,875	8,349,540	7,826,875	770,878	306,737	9,120,418	8,133,612	339,000	0	0	0	
河川工事等原因者負担金	河川工事等原因者負担金	7 治水課	公法 7	348,161	154,813	327,280	482,693	67,300	0	126,048	11	138,880	0	0	0	
育児料	育児料	8 借入料	公法 8	35,457,250	35,457,250	35,457,250	35,457,250	0	0	35,457,250	35,457,250	0	0	0	0	
その他行政財産使用料	その他行政財産使用料	9 県庁構内等行政財産使用料	公法 9	1,915	1,915	1,915	1,915	0	0	1,915	1,915	0	0	0	0	
育児料	育児料	10 建築住宅課	公法 10	9,450	9,450	9,450	9,450	0	0	9,450	9,450	0	0	0	0	
育児料	育児料	11 成人障害者自立支援施設利用料	公法 11	3,855	0	0	0	361,010	361,010	361,010	361,010	0	0	0	0	
育児料	育児料	12 育児料	公法 12	0	0	0	0	361,010	361,010	361,010	361,010	0	0	0	0	
育児料	育児料	13 育児料	公法 13	3,772,834	3,772,834	2,829,761	2,829,761	1,102,294	3,932,055	943,073	0	0	14	115,366	0	
育児料	育児料	14 育児料	公法 14	570,845	418,570	128,730	547,300	152,275	0	0	0	2	18,600	0	0	
育児料	育児料	15 育児料	公法 15	570,845	418,570	130,224	1,494	0	0	0	1,494	0	1	1,494	0	
産業技術短期大学校授業料	産業技術短期大学校授業料	16 あいち医療福祉センター	公法 16	2,387,950	2,387,950	1,357,950	1,357,950	195,000	1,552,950	1,552,950	1,030,000	0	0	1	195,000	0
工業技術センター機械使用料	工業技術センター機械使用料	17 工業技術センター	公法 17	120,070	0	0	0	14,240	14,240	14,240	120,070	0	0	0	0	
水利使用料	水利使用料	18 富士東部建設事務所	公法 18	0	0	0	0	92,977	92,977	92,977	0	0	0	1	92,977	0
道路使用料	道路使用料	19 中北建設事務所	公法 19	57,031	26,931	5,376	32,307	30,100	0	0	0	3	3,976	0	0	
道路使用料	道路使用料	20 中北建設事務所[横北支所]	公法 20	154,400	60,000	0	60,000	94,400	0	0	0	0	0	0	0	
道路使用料	道路使用料	21 横東建設事務所	公法 21	279,715	56,324	108,691	9,800	40,176	33,200	148,867	43,000	46,524	0	5	33,200	0
道路使用料	道路使用料	22 富士東部建設事務所[本所]	公法 22	10,550	10,550	1,600	1,600	0	0	0	0	0	1	1,600	0	
道路使用料	道路使用料	23 富士東部建設事務所[吉田支所]	公法 23	1,400	1,400	0	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	
河川使用料	河川使用料	24 中北建設事務所[本所]	公法 24	124,269	98,919	50,400	149,319	25,350	0	0	0	2	50,400	0	0	
河川使用料	河川使用料	25 中北建設事務所[横北支所]	公法 25	896,277	265,500	631,043	896,543	630,777	0	0	0	2	631,043	0	0	
河川使用料	河川使用料	26 横南建設事務所	公法 26	8,450	4,400	0	4,400	4,050	0	0	0	0	0	0	0	
河川使用料	河川使用料	27 横南建設事務所	公法 27	10,015,076	8,667,520	295,080	1,957,703	1,276,260	1,571,340	8,372,440	0	0	1	1,176,180	0	0
河川使用料	河川使用料	28 富士東部建設事務所[本所]	公法 28	62,640	0	0	0	62,640	0	0	0	0	0	0	0	
河川使用料	河川使用料	29 富士東部建設事務所[吉田支所]	公法 29	215,920	215,920	0	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位:円)

細節名	債権名	所屬名	分類番号	整理番号	平成23年度決算時		平成24年度決算時		合計	
					滞納繰越分		平成24年度分			
					細節合計	所屬別	細節合計	所屬別		
県営住宅使用料	15 県営住宅使用料	18 建築住宅課	私法	30	402,481,210	402,481,210	362,685,892	42,435,140	405,121,032	
県営住宅駐車場使用料	16 県営住宅駐車場使用料	19 建築住宅課	私法	31	733,500	733,500	249,500	552,400	893,410	
県営住宅駐車場保証金	17 県営住宅駐車場保証金	20 建築住宅課	私法	32	0	0	0	6,000	6,000	
高等学校授業料(全日)	18 高等学校授業料	21 増税商業高等学校	公法	33	86,100	39,600	0	39,600	0	
県立大学授業料	21 県立大学授業料	22 博物館	公法	34	1,472,400	163,200	0	0	1,632,000	
文学館使用料	20 文学館	23 文学館	公法	35	1,054,800	890,300	682,400	325,000	0	
県立博物館資料撮影料	19 県立博物館資料撮影料	24 私文書課	公法	36	168,300	168,300	0	0	168,300	
博物館使用料	22 博物館	25 大気水質保全課	私法	40	5,980	0	0	5,980	5,980	
延滞金、加算金及び過料	23 文学館	26 産業集積推進課	公法	41	1,285,500	1,285,500	0	1,285,500	1,285,500	
延滞金、加算金及び過料	24 県営住宅駐車場保証金返還金	27 座業集積推進課	公法	42	52,887,450	52,880,950	29,050,500	81,931,450	61,593,000	
延滞金、加算金及び過料	25 延滞金に係る延滞金	28 警察本部	公法	43	6,500	0	0	6,500	6,500	
延滞金、加算金及び過料	26 延滞金返還金	29 警察本部	公法	44	40,000	40,000	30,000	45,000	75,000	
高齢者居宅等整備資金利息収入	27 高利子返還金	30 長寿社会課	私法	45	2,526,976	2,526,976	2,424,516	2,424,516	102,460	
子宝重度心身障害者居室	28 子宝重度心身障害者居室	31 婦育福祉課	私法	46	2,148,862	2,148,862	2,058,680	2,058,680	90,182	
高齢者居宅等整備資金利息収入	29 高利子返還金	32 長寿社会課	私法	47	16,833,509	16,833,509	15,974,741	15,974,741	858,768	
子宝重度心身障害者居室	30 子宝重度心身障害者居室	33 婦育福祉課	私法	48	15,095,960	15,095,960	14,615,600	14,615,600	480,360	
高齢者居宅等整備資金利息収入	31 高利子返還金	34 中北保健福祉事務所[本所]	私法	49	5,020,398	4,968,398	518,400	5,486,798	52,000	
高齢者居宅等整備資金利息収入	32 高利子返還金	35 横須賀保健福祉事務所	私法	50	1,124,800	924,800	0	200,000	0	
高齢者居宅等整備資金利息収入	33 高利子返還金	36 岡南保健福祉事務所	私法	51	7,062,098	6,617,498	0	7,135,898	0	
高齢者居宅等整備資金利息収入	34 高利子返還金	37 富士・東部保健福祉事務所	私法	52	23,600	893,300	724,300	169,000	0	
高齢者居宅等整備資金利息収入	35 医務課	38 警察本部	私法	53	3,901,412	3,901,412	2,633,000	2,581,084	5,214,084	
教育奨励資金貸付金償還金(元金)	36 教育奨励資金貸付金償還金(元金)	39 高校教育課	私法	54	13,071,600	13,071,600	12,395,000	475,200	12,870,200	
県営住宅破損賠償金	37 建築住宅課	40 交通局機修港工事部費	私法	55	732,179	732,179	546,235	0	546,235	
弁護金その他	38 弁護金	41 警察本部	私法	56	456,500	456,500	456,500	456,500	185,944	
					0	0	0	0	0	
					0	0	0	0	0	

左のうち、平成24年度の新規債務によるもの

債務者数 金額

17 468,830

細箇名	債権名	所属名	分類 整理 番号	平成23年度決算時		平成24年度決算時		合計 所屬別	平成23年度未収入未清算の処理状況				
				滞納機関分		滞納年度分			収入済		調定減額	不納欠損	
				細節合計	所屬別	細節合計	所屬別		細節合計	所屬別	新規債権者数	金額	
工事契約解除に伴う違約金	39	中北林務環境事務所	私法	57	139,550	0	0	0	37,565	0	102,085	0	
富士・東部林務環境事務所	58	113,400	0	113,400	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐南林務環境事務所	59	38,478,930	0	38,478,930	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正入札違約金	40	岐東農務事務所	私法	60	34,415,366	0	0	0	34,415,366	0	0	0	
岐東建設事務所	61	28,726,425	0	28,726,425	0	0	0	0	0	0	0	0	
中北林務環境事務所	62	74,424	0	74,424	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐東林務環境事務所	63	240,476	0	240,476	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐南林務環境事務所	64	292,418	0	292,418	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐東農務事務所	65	105,527,230	14,002	104,838,233	45,867	107,258	0	0	45,867	0	0	0	
岐南農務事務所	66	182,105	0	32,434	0	0	0	0	149,671	0	0	0	
工事契約解除に伴う前払金 返還利息	41	県土整備總務課	私法	67	0	13,952	0	0	0	0	1	13,952	
中北建設事務所【本所】	68	34,356	0	34,356	0	0	0	0	0	0	0	0	
中北建設事務所【岐北支所】	69	1,145,556	0	1,145,556	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐東建設事務所	70	825,597	0	825,597	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐南建設事務所	71	673,466	0	673,466	0	0	0	0	0	0	0	0	
富士・東部建設事務所【本所】	72	31,636	0	31,636	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別支援就学受取費返還利	42	わがば支援学校	私法	73	0	50	0	0	0	0	0	0	
林業構造改善事業費補助金	43	林業振興課	公法	74	14,867,804	0	0	0	14,867,804	0	0	0	
返還金	44	農業技術研究開発費補助金	公法	75	155,918,804	2,350,000	0	0	95,618,804	2,350,000	300,000	0	
返還金	45	産業集積推進課	公法	76	138,401,000	78,401,000	0	0	78,401,000	60,000,000	0	0	
産業集積促進助成金返還金	46	長寿社会課	公法	77	0	0	0	0	103,009	103,009	0	0	
介護職員処遇改善交付金返 還金	47	健養住宅課	私法	78	2,681,291	2,681,291	0	0	2,681,291	2,681,291	0	0	
補助金	48	地政改善対策高等学校等獎 学金等授与金返還金	公法	79	21,272,754	19,999,615	851,388	851,388	20,851,003	20,851,003	419,479	0	
深入(山梨二どぶき学院学費 学費)	38	山梨二どぶき学院学費	私法	80	710,000	710,000	0	0	710,000	710,000	0	0	
深入(返還金)	39	生活保護費返還金	私法	81	1,899,104	1,899,104	1,178,034	1,178,034	3,077,138	3,077,138	0	6 1,178,034	
深入(養育費収入)	40	養育医療費自己負担分	公法	82	2,600	0	0	0	0	0	0	0	
恩給過払金	51	富士・東部保健福祉事務所	公法	83	840,200	830,200	0	0	830,200	10,000	0	0	
児童扶養手当返納金等	52	職員厚生課	公法	84	11,596,646	14,026	7,337,546	115,056	25,210	0	0	0	
児童家庭課	53	公法	85	10,616,180	6,392,290	6,392,290	0	0	575,400	3,648,490	0	0	

